

道路の移動円滑化基準（省令）について

1. 基準の変更案 に対するパブリックコメントの主な意見と対応方針（案）

1.5m歩道及び歩道・車道を分離しない道路を選択肢として追加（参考資料1）

寄せられたご意見	対応方針（案）
1) 選択肢として追加する道路構造における高齢者、障害者等の通行の安全を十分に確保するため、必要な道路構造や規制についての配慮事項を明確にすべき。	選択肢として追加する道路構造における、高齢者、障害者等を含めた歩行者の安全性の確保に必要な道路構造、規制についての配慮事項を「道路の移動円滑化整備ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と表記）に明示します。
2) 2mの歩道幅員の確保が原則であり、安易に選択肢として追加する道路構造が適用されないよう、適用条件を限定的かつ明確に示すべき。	選択肢として追加する道路構造はネットワーク形成のための一つの選択肢であり、ネットワーク形成のために不可欠で、かつ、著しく整備が困難な区間のみ適用可能であることをガイドラインに記載します。
3) 1.5m歩道における車いす使用者のすれ違い箇所について、円滑にすれ違うための箇所間隔、その他の配慮事項を示すべき。	1.5m歩道における車いす使用者同士のすれ違い箇所についての配慮事項をガイドラインに記載します。

2. 基準に関する今後の方針（案）

パブリックコメントにおいては、配慮事項、適用条件の明確化について意見を頂いた（反対意見はなし）。

- ・パブリックコメント案（参考資料1）に沿って基準を策定
- ・配慮事項、適用条件については、WGにおいて検討し、ガイドラインにおいて対応